

2008年6月25日 第555号(毎月1回25日発行) 1962年8月27日第3種郵便物認可 1部150円年ぎめ 1,800円(元共)



全同教機関誌月刊「同和教育」



2……2008年度研究課題

26……*てあい*⑯ 「解放の炎  
を受け継いで」  
……志磨村俊二

27……全同教分野別研究会・  
「豊かな人権教育の創  
造」実践交流会ご案内

28……全同教略年表

30……全同教会則

32……人権文化を拓く 133  
人権問題と「事業者と  
しての行政」の責任と  
役割 ..... 柏木 宏

34……全同教加盟同教の  
事務局所在地と連絡先

36……全同教書籍案内

国連人権理事会を創設しました。人権確立に向けた国際的潮流の発信源として実効ある組織と活動が期待されています。

とりわけ、本年、日本は人権理事会の審査対象国になっています。日本の人権状況がどのように審査されるか、十分に注目し、その結果を国内における人権を取り巻く状況の改善に積極的に生かしていくことが重要です。

また、こうした中で「人権教育世界プログラム」は、2007年に、第1段階の最終年を迎えたが、人権理事会は2009年までのプログラムの2年間の延長を決議しました。現状と課題・成果を明らかにするとともに、さらなる推進に向けた方針化が望れます。

(3) 2008年4月22日、政府は“子どもの権利条約”に関する第三回政府報告書を国連子どもの権利委員会に提出しました。これまで、政府の第二回報告書(2001年11月)に対して、子どもを権利の主体として位置づけていくように子ども権利委員会からは何点にも渡る勧告(2004年1月)がなされていました。しかし、今回の報告までに、

教育基本法が改訂されるなど、「子どもの権利」に対して、たいへん憂慮すべき状況になっています。その報告書の内容を点検するとともに、国連の子どもの権利委員会からの評価・勧告にも注目し、子どもの権利を守ってきた同和教育の実践を通じて、子どもの権利条約の具現化をめざしましょう。

(4) 2006年4月「障害者自立支援法」が施行されましたが、障害者への負担を様々に増加させる結果となつており、抜本的な見直しが求められている状況があります。一方 日本政府は2007年9月に「障害のある人の権利に関する国際条約」に署名しましたが、まだ批准には至つていません。世界的な潮流である、ともに生きとともに育つ社会の構築に向けて、「障害のある人の権利に関する国際条約」の早期批准と具体化を強く求めたいと考えます。

(5) 人権教育・啓発基本計画に基づき進められている、文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議から「人権教育の指導方法等の在り方について」の三次とりまとめが4月に公表されました。三次とりまとめにおいては、より学校現場

で有効に活用できるよう、二次とりまとめを整理し理論編と実践編に分けた資料になっています。残念ながら、個別の人権課題については資料提示のみとなつており、人権教育・啓発基本計画を具体化するには、依

然として課題が残るものとなつていますが、私たちが積み上げてきた同和教育の理念と成果を積極的に重ねることによって、三次とりまとめも活用し、同和教育・人権教育のさらなる普及をめざしましょう。

### 3. 部落問題の現状と課題

1996年の地対協意見具申では、「これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおむね完了するなど着実に成果をあげ、さまざま面で存在していた格差は大きく改善された。しかし、高

等学校や大学への進学率に見られるような教育の問題、これと密接に関係する不安定就労の問題、産業面の問題など、格差がなお存在している分野が見られる。差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根強く存在している」という認識を示しています。

まず、地対協意見具申で指摘されていた高等学校と大学への進学率の課題について、部落の子どもとすべての子どもの高校進学率の差は、2000年以前の約4・5ポイントから、約8・4ポイントに差が広がっている地域があります。(大阪府人権教育研究協議会 2005年3月卒業者進路実態調査および、2004年3月卒業者の追従調査2005年度実施)

また、高等学校における中退に目を向けてみると、2007年度の滋賀県人権センターの「2006年度、高等学校における進路(進学・就

労・状況調査（報告書）によると、

2006年度の地区生徒の中退率は5・1%であり、県全体の1・5%

を大きく上回っており、まさに現在の課題として明らかになっています。

就労・雇用問題についても、2000年の大阪府の調査では、部落の青年層の失業率は府全体の同年代の失業率を上回っている結果が報告されています。「部落の15～19歳の失業率は31%（府全体16%）、20～24歳で約15%（府全体10%）」日本全国で格差が広がり、特に青年層の安定雇用の問題は部落の子どもたちの就

労の状況にも大きな影響を及ぼしていることが予測され、今後早急な調査と対策が必要です。

また、暮らしや社会に横たわる根強い差別意識も見てとれます。大阪

府の「人権問題に関する府民意識調査」（2005年）では、「あなたは同和地区という言葉を聞いたとき、どのような感じを持ちますか」という質問の中で、いずれの項目でも、中立的な位置よりも、マイナスイメージに偏った結果がでています。また、自分の結婚相手を考える時「相手が同和地区の人かどうかが気になる」という人の割合は、2005年度調査で、20・2% また、「不動産の購入で、同和地区の物件を避ける」という人は、2005年では、43・5%に達しており、いずれも、2000年度の調査より増加しています。

実際に、公共施設等への差別落書き、差別投書や差別はがきの送付、戸籍謄本・抄本などの不正入手・密売事件はあとを絶ちません。

今日的な課題として、存在が明ら



れらはあらゆる差別につながり、新規を抑止する法的規制や被害救済策もたらしつつあります。これらの行為を抑制するための法整備が急務です。また、

インターネットを利用する一人ひとりが、差別を許さない感性を身につけていく同和教育の取り組みこそが必要なことは言うまでもありません。さらに、部落問題をはじめとするさまざまな人権課題について、積極的にインターネットを活用して発信・啓発していくことも必要だと考えます。

また、産業構造の変化の中で、部落産業が消滅していく地区もあります。その他、全国には今なお事業未実施のまま放置された地区が数多く存在しています。これらの地区は当然のように「特措法」の対象からはずれてしましましたし、その実態は行政的に依然明らかにされないままのところがたくさんあります。

4. 教育政策をめぐつて

今日的な状況を踏まえ、問題解決に向けた早急な取り組みが求められています。

「部落差別が現存する限りこの行

政は推進されなければならない」と、1965年同和対策審議会答申は指摘しました。そして、1996年地域改善対策協議会意見具申は「国や地方公共団体はもとより、国民一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力しなければならない。（中略）これまでの成果を土台とし、従来の取り組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しがかつてていると言えよう」と指摘しています。

行政・運動・教育のそれぞれの場で、子どもたちの現実を深く見すえ、現状と課題を再確認し、部落問題の解決に向けての取り組みを積極的に推し進めていかなければなりません。

（1）2006年12月に新教育基本法が成立し、2007年度にはそれを受ける形で、教育関連3法案

が成立しました。そして、2008年3月28日に告示された新学習指導要領では、総則で「我が国と郷土を

かになった部落地名総鑑をはじめ、インターネット上で部落差別事件や「差別書き込み」があります。こ

かに新設された部落地名総鑑をはじめ、インターネット上で部落差別事件や「差別書き込み」があります。こ

が成立しました。そして、2008年3月28日に告示された新学習指導要領では、総則で「我が国と郷土を